

令和7年度山形地方最低賃金審議会
第4回山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会議事要旨

1 日 時 令和7年10月21日（火）午前9時56分～午前12時23分

2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）

3 出席者 委員7名

公益 押野委員、本間委員

労働者側 安喰委員、柿崎委員

使用者側 大泉委員、高橋委員、仁藤委員

【欠席】 公益・コーエンズ委員、労働者側・佐藤委員

（事務局） 松岡労働基準部長、門脇賃金室長、今野賃金室長補佐、高橋事務官

4 議 題

（1）山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について

（2）その他

5 議事要旨

（1）公労、公使の個別協議を行い、各側が歩み寄ったが一致点を見出すには至らず、改正金額1,055円、引上げ額59円、引上げ率5.92%、発効日を令和7年12月23日とする公益委員見解を提示したところ、各側が公益委員見解を受け入れ全会一致により、公益委員見解を部会の結論とすることを決定した。

（2）全会一致で部会結審したため、最低賃金審議会令第6条第5項の適用により、改正金額1,055円、引上げ額59円、引上げ率5.92%、発効日を令和7年12月23日で答申を行った。